

## 議第38号 呉市興行場法施行条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の趣旨

健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」といいます。）の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするものです。

### 2 改正の内容

法の一部改正により、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設（特定施設）における喫煙について、施設等の区分に応じ、施設等の一定場所を除き禁止とされ、興行場については、特定施設のうち第二種施設に該当し、原則、屋内禁煙となります（厚生労働省令で定める基準に適合する喫煙専用室等においてのみ喫煙可能）。

条例では、構造設備の基準として、興行場の施設の各階には喫煙室又は喫煙所（以下「喫煙所等」といいます。）を1か所以上設けることなどを規定していますが、当該喫煙所等に関する規定を削除するとともに、その他喫煙に関する規定を併せて整理します。

#### 【用語の説明】

興行場	映画，演劇，音楽，スポーツ，演芸又は観 <sup>み</sup> せ物を，公衆に見せ，又は聞かせる施設
特定施設	第一種施設，第二種施設及び喫煙目的施設
第一種施設	多数の者が利用する施設のうち，学校，病院，児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎
第二種施設	多数の者が利用する施設のうち，第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設
喫煙目的施設	多数の者が利用する施設のうち，その施設を利用する者に対して，喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすもの（公衆喫煙所，喫煙可能なたばこ販売店等）

### 3 施行期日

令和2年4月1日